



各 位

会 社 名 エムティジェネックス株式会社
代表者名 代表取締役社長 鈴木 均
(コード：9820 東証スタンダード)
問合せ先 取締役管理部長 長野 幸司
電 話 03-5405-4011

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年6月23日開催予定の第72回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

(1) 監査等委員会設置会社への移行に関する変更

当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンス体制の一層の充実を図るため、監査等委員会設置会社に移行いたしたいと存じます。これに伴い、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設、重要な業務執行に関する決定の取締役会への権限委任に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

(2) 株主総会資料の電子提供制度導入に伴う変更

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(3) 条数の変更等

上記変更に伴う条数の変更、字句の修正、明確化のための文言の調整その他所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 2022年6月23日(予定)
定款変更の効力発生日 2022年6月23日(予定)

以上

【別紙】

(下線部分は変更箇所を示しております)

現行	変更後
<p>第1章 総則</p> <p>第1条 ～ 第3条 〈条文省略〉</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条 ～ 第3条 〈現行どおり〉</p>
<p>第4条 (機関)</p> <p>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p>	<p>第4条 (機関)</p> <p>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>〈削除〉</p> <p>(3) 会計監査人</p>
<p>第5条 〈条文省略〉</p>	<p>第5条 〈現行どおり〉</p>
<p>第2章 株式</p> <p>第6条 ～ 第11条 〈条文省略〉</p>	<p>第2章 株式</p> <p>第6条 ～ 第11条 〈現行どおり〉</p>
<p>第3章 株主総会</p> <p>第12条 ～ 第14条 〈条文省略〉</p>	<p>第3章 株主総会</p> <p>第12条 ～ 第14条 〈現行どおり〉</p>
<p>第15条 <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>〈削除〉</p>
<p>〈新設〉</p>	<p>第15条 <u>(株主総会資料の電子提供措置等)</u></p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>第16条 ～ 第18条 〈条文省略〉</p>	<p>第16条 ～ 第18条 〈現行どおり〉</p>
<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第19条 (員数)</p> <p>当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>〈新設〉</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第19条 (員数)</p> <p>当社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は、10名以内とする。</p> <p>2. <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p>
<p>第20条 (取締役の選任)</p> <p>取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数による決議により選任する。</p>	<p>第20条 (取締役の選任)</p> <p>取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数による決議により選任する。</u></p>

<p>2. 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</p> <p style="text-align: center;">〈新設〉</p>	<p>2. 同左</p> <p>3. <u>当社は、法令に定める取締役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p>
<p>第21条（取締役の任期）</p> <p>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">〈新設〉</p> <p style="text-align: center;">〈新設〉</p> <p style="text-align: center;">〈新設〉</p>	<p>第21条（取締役の任期）</p> <p>取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4. <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>第22条（代表取締役、役付取締役、名誉会長、顧問及び相談役）</p> <p>当会社を代表する取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議をもって、取締役会長、取締役社長各1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>3. ～ 8. 〈条文省略〉</p>	<p>第22条（代表取締役、役付取締役、名誉会長、顧問及び相談役）</p> <p>当会社を代表する取締役は、取締役会の決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）</u>の中から選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議をもって、取締役会長、取締役社長各1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）</u>の中から選定することができる。</p> <p>3. ～ 8. 〈現行どおり〉</p>
<p>第23条（取締役会の招集通知）</p> <p>取締役会の招集は、各取締役<u>及び各監査役</u>に対し、会日の4日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;">〈新設〉</p>	<p>第23条（取締役会の招集通知）</p> <p>取締役会の招集は、各取締役に対し、会日の4日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、取締役会を開催することができる。</u></p>
<p>第24条 〈条文省略〉</p>	<p>第24条 〈現行どおり〉</p>
<p>第25条（取締役会の決議の方法）</p> <p>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p>	<p>第25条（取締役会の決議の方法）</p> <p>取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる</u>取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p>

<p>第26条 (取締役会の決議の省略)</p> <p>当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りではない。</u></p>	<p>第26条 (取締役会の決議の省略)</p> <p>当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。</p>
<p style="text-align: center;">〈新設〉</p>	<p>第27条 (重要な業務執行の決定の委任)</p> <p><u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>第27条 (取締役の報酬等)</p> <p>取締役の報酬、賞与及び退職慰労金は、株主総会の決議によりこれを定める。</p>	<p>第28条 (取締役の報酬等)</p> <p>取締役の報酬、賞与及び退職慰労金は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区分して、株主総会の決議によりこれを定める。</u></p>
<p>第28条 (条文省略)</p>	<p>第29条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第29条 (監査役の数)</p> <p><u>当社の監査役は、5名以内とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p style="text-align: center;">〈削除〉</p>
<p>第30条 (監査役を選任)</p> <p><u>監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数による決議により選任する。</u></p>	<p style="text-align: center;">〈削除〉</p>
<p>第31条 (監査役の任期)</p> <p><u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">〈削除〉</p>
<p>第32条 (常勤の監査役)</p> <p><u>常勤の監査役は、監査役会の決議により選定する。</u></p>	<p>第30条 (常勤の監査等委員)</p> <p><u>監査等委員会は、その決議のよって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>第33条 (監査役会の招集通知)</p> <p><u>監査役会の招集は、各監査役に対し、会日の4日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要のあるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">〈新設〉</p>	<p>第31条 (監査等委員会の招集通知)</p> <p><u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の4日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査等委員全員の同意あるときは、招集の手続きを経ないで、監査等委員会を開催することができる</u></p>

<p>第34条 <u>（監査役会の決議の方法）</u> <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>第32条 <u>（監査等委員会の決議の方法）</u> <u>監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p>
<p>〈新設〉</p>	<p>第33条 <u>（監査等委員会規程）</u> <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>第35条 <u>（監査役の報酬等）</u></p>	<p>〈削除〉</p>
<p>第36条 <u>（社外監査役との責任限定契約）</u></p>	<p>〈削除〉</p>
<p>第6章 計算 第37条 ～ 第39条 〈条文省略〉</p>	<p>第6章 計算 第34条 ～ 第36条 〈条数繰り上げ、条文は現行どおり〉</p>
<p>〈新設〉</p>	<p><u>附則（2022年6月23日定款変更）</u> 1. <u>（社外監査役の責任免除に関する経過措置）</u> <u>第72回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第36条の定めるところによる。</u> 2. <u>（株主総会資料の電子提供に関する経過措置）</u> (1) <u>変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第15条（株主総会資料等の電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u> (2) <u>前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u> (3) <u>本附則は、2023年3月1日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>